

東京大学受託研究取扱規則の一部を改正する規則（令和８年９月１７日東大規則第７５号）

改正理由：社会連携講座等検証・改革委員会公表の「民間企業等から資金等を受け入れて行う研究・教育における改革策」への対応その他字句修正等に伴い、所要の改正を行うものである。

現 行	改 正
(略) (定義) 第２条 (略) ２ この規則において「部局長」とは、東京大学基本組織規則(平成１６年４月１日規則第１号)第３章及び第４章に掲げる組織並びに教育学部附属中等教育学校及び<u>医学部附属病院</u>の長をいう。 (略) (受入れの決定等) 第４条 受入れの決定は、総長が部局長にこれを委任するものとする。	(略) (定義) 第２条 (略) ２ この規則において「部局長」とは、東京大学基本組織規則(平成１６年４月１日規則第１号)第３章及び第４章に掲げる組織並びに教育学部附属中等教育学校及び<u>東京大学病院</u>の長をいう。 <u>(研究代表者)</u> <u>第２条の２ 受託研究を実施する部局は、当該受託研究を担当する者(以下「研究担当者」という。)のうちから、当該受託研究を統括し、研究遂行上最終的な責任を負う者として、研究代表者を置く。</u> <u>２ 研究代表者は、大学法人と雇用関係にある者のうち、原則として常勤の教員であるものをもって充てる。</u> (略) <u>(本部への相談)</u> <u>第３条の２ 部局長は、受託研究の申込みがあった場合において、適切な受託研究の実施に影響を及ぼすおそれがあると思料する事項（以下「懸念事項」という。）があるときは、受入れの決定に先立ち、研究を担当する理事（以下「担当理事」という。）に対し、当該懸念事項について相談を行うものとする。</u> <u>２ 担当理事は、前項の相談があった場合は、受託研究の受入れの適否について助言を行うものとする。</u> (受入れ決定等) 第４条 <u>受託研究</u>の受入れ決定は、総長が部局長にこれを委任するものとする。

2 (略) 3 部局長は、受入れを決定したときは、その決定内容を東京大学会計規程（平成16年東大規則第8号）第16条第2項に規定する総長から契約事務の委任を受けた者（以下「契約事務の委任を受けた者」という。）に通知するものとする。 (受託研究契約の締結) 第5条 契約事務の委任を受けた者は、前条第3項の通知に基づき、受託研究の委託者と受託研究に関する契約を締結するものとする。 (略) (研究協力者の参加) 第7条 受託研究遂行上、<u>受託研究を担当する者（以下「研究担当者」という。）</u>以外の者の協力が必要であると認めるときは、<u>本学の教員又は学生等に限り、</u>研究協力者として受託研究に参加させることができる。 (受託研究に要する経費) 第8条 大学法人は、施設・設備を受託研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。 2 <u>受託研究の委託者は、受託研究遂行のために、特に必要となる謝金、旅費、消耗品費、</u>光熱水料等の直接的な経費に相当する額に消費税及び地方消費税を加算したもの、<u>並びに</u>東京大学研究支援経費取扱要領（平成31年1月31日東大規則第39号）に定める研究支援経費を合算したもの（以下「研究経費」という。）を負担するものとする。 (設備等の取扱い) 第9条 <u>研究経費</u>により、研究の必要上、大学法人において新たに取得した設備・消耗品は、大学法人の所有に属するものとする。	2 (略) 3 <u>部局長は、前条第1項により相談を行った場合においては、受入れの決定に当たり、同条第2項の助言を踏まえた申込みとなっていることを確認しなければならない。</u> 4 部局長は、受入れを決定したときは、その決定内容を東京大学会計規程（平成16年東大規則第8号）第16条第2項に規定する総長から契約事務の委任を受けた者（以下「契約事務の委任を受けた者」という。）に通知するものとする。 (受託研究契約の締結) 第5条 契約事務の委任を受けた者は、前条第4項の通知に基づき、受託研究の委託者と受託研究に関する契約を締結するものとする。 (略) (研究協力者の参加) 第7条 受託研究遂行上、<u>大学法人に所属する者であって研究担当者以外のものの協力が必要であると大学法人及び委託者が認めるときは、</u>研究協力者として<u>当該</u>受託研究に参加させることができる。 (受託研究に要する経費) 第8条 大学法人は、施設・設備を受託研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。 2 委託者は、謝金、旅費、<u>設備費、消耗品費及び</u>光熱水料等の<u>当該受託研究遂行のために直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）</u>並びに東京大学研究支援経費取扱要領（平成31年1月31日東大規則第39号）に定める研究支援経費を合算した額に消費税及び地方消費税を加算したもの（以下「研究費」という。）を負担するものとする。 (設備等の取扱い) 第9条 <u>前条に規定する経費</u>により、研究の必要上、大学法人において新たに取得した設備・消耗品は、大学法人の所有に属するものとする。
---	---

(略) (受託研究の中止等) 第10条 研究<u>担当者</u>は、受託研究を中止し、又は研究期間を延長する必要があるときは、直ちに部局長に報告し、その指示を受けるものとする。 2 (略)	(略) <u>(受託研究の実施状況の確認)</u> 第9条の2 部局長は、当該部局で実施する受託研究の実施状況を適切に確認し、把握した上で、適切に実施されていないと判断した場合には、担当理事に報告の上、連携して対応を行わなければならない。 2 担当理事は、必要に応じ、受託研究を実施する部局の部局長に対し、当該部局で実施する受託研究の実施状況その他必要と認めた事項について報告を求めることができる。 3 担当理事は、必要に応じ、委託者に対し、当該受託研究の実施に係る事項その他本学との受託研究に関連し必要と認めた事項について、照会又は確認を求めることができる。 4 受託研究の実施部局及び委託者は、前3項に規定する確認等に対して、誠実に協力しなければならない。 <u>(受託研究の実施状況の調査)</u> 第9条の3 担当理事は、前条の規定による実施状況の確認により、受託研究が適切に実施されていないと判断した場合には、当該受託研究について調査を行う。 2 教職員その他の当該受託研究の実施に関係する者は、前項の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に誠実に協力しなければならない。 3 担当理事は、第1項に規定する調査の結果、当該受託研究の実施状況に改善が必要な事項があると認める場合には、当該受託研究の実施部局の部局長に対し、改善の措置について助言を行うことができる。 4 前3項の調査の手続きその他の必要な事項は、別に定める。 (受託研究の中止等) 第10条 研究<u>代表者</u>は、受託研究を中止し、又は研究期間を延長する必要があるときは、直ちに部局長に報告し、その指示を受けるものとする。 2 (略)
--	--

(受託研究の完了報告) 第11条 研究<u>担当者</u>は、<u>当該受託研究が完了したときは、研究に関する報告書を作成し、委託者に提出するとともに、部局長に完了の報告をするものとする。</u> 2 部局長は、前項の報告を受けたときは、<u>契約事務の委任を受けた者にその旨通知するものとする。</u> (受入状況の公表) 第12条 部局長は、<u>当該部局における受託研究の受入状況を公表するものとする。</u> (研究成果の公表) 第13条 受託研究による研究成果については、原則として公表するものとする。 2 公表の時期・方法について定める必要がある場合、委託者と協議するものとする。 (略)	3 担当理事は、前条に規定する調査の結果、<u>当該受託研究の実施状況が不適切であり、中止が相当であると認める場合は、総長に対して、当該受託研究の中止に関する具申をする。</u> 4 総長は、前項の具申があった場合、<u>当該受託研究の実施部局の部局長に対し、当該受託研究の中止を命じることができる。</u> 5 部局長は、前項の命令があった場合、<u>当該受託研究の中止を決定し、その旨契約事務の委任を受けた者に通知するものとする。</u> (受託研究の終了及び実績報告書の作成) 第11条 研究<u>代表者</u>は、<u>受託研究が終了したときは、当該受託研究の研究期間中に得られた研究の成果について、受託研究契約に基づき実績報告書を取りまとめ、委託者に提出する。</u> 2 前2条の規定により受託研究を中止したときは、研究代表者は、<u>当該受託研究の中止の日までに得られた研究成果について、実績報告書を取りまとめ、委託者に提出する。</u> 第12条 削除 (研究成果の公表) 第13条 受託研究による研究成果については、原則として公表するものとする。 2 公表の時期<u>及び</u>方法について定める必要がある場合、委託者と協議するものとする。 (略)
---	---

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

改正理由：社会連携講座等検証・改革委員会公表の「民間企業等から資金等を受け入れて行う研究・教育における改革策」への対応その他字句修正等に伴い、所要の改正を行うものである。

現 行	改 正
(略) (受入れの手続) 第2条 規則第3条の受託研究の申込みは、原則として<u>別紙様式の受託研究申込書</u>によるものとする。ただし、部局長は産学協創推進本部と協議の上、様式を変更することができるものとする。 2 部局において受託研究の申込みがあった場合には、受託研究申込書に必要書類を添付し、部局長へ提出するものとする。 (契約の手続) 第3条 規則第5条の契約は、原則として産学協創推進本部が別に定める様式を使用するものとする。 (略) (提供物品等の管理) 第4条 受託研究のため委託者から提供された<u>物品</u>については、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。 (医薬品等の臨床研究の受入れの決定) 第5条 医薬品等（<u>薬事法</u>第2条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器をいう。以下同じ。）の臨床研究に係る受託研究の受入れは、当該研究についての妥当性、有用性及び安全性等について、総合的に審議を行うための当該受入部局の審査委員会等の意見を聞いたうえ、部局長が決定するものとする。	(略) (申込みの手続) 第2条 規則第3条の受託研究の申込みは、原則として<u>産学協創推進本部長が別に定める様式を使用するものとする</u>。ただし、部局長は産学協創推進本部と協議の上、様式を変更することができるものとする。 2 <u>前項の規定にかかわらず、申込みに係る案件が公募型研究である場合には、当該研究を公募した者が発行する採択通知書その他これに準ずる書類の写しをもって、前項の様式に代えることができる。</u> 3 部局において受託研究の申込みがあった場合には、受託研究申込書に必要書類を添付し、部局長へ提出するものとする。 (契約の手続) 第3条 規則第5条の契約は、原則として産学協創推進本部長が別に定める様式を使用するものとする。 (略) (提供物品設備等の管理) 第4条 <u>規則第9条第2項に基づき</u>受託研究のため委託者から提供された<u>設備等</u>については、善良なる管理者の注意義務をもって管理する。 (医薬品等の臨床研究の受入れの決定) 第5条 医薬品等（<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）</u>第2条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器をいう。以下同じ。）の臨床研究に係る受託研究の受入れは、当該研究についての妥当性、有用性及び安全性等について、総合的に審議を行うための当該受入部局の審査委員会等の意見を聞いたうえ、部局長が決定するものとする。

(略)

(略)

別紙様式

受託研究申込書

年 月 日

国立大学法人

東京大学

【部局長名】 殿

住 所

会社名

代表者名 印

下記のとおり委託の申込みをします。申込みが受入れられたときは、東京大学受託研究取扱規則に掲げる条件に従います。

記

1 研究題目					
2 研究の概要	(研究目的)				
	(研究内容)				
3 研究に要する経費 (消費税額及び地方 消費税額を含む)	直 接 経 費	円			
	研究支援経費 (直接経費の30%)	円			
	合 計	円			
4 研究担当希望教員					
5 研究希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日迄				
6 提供物品及び返還の要否					
7 2会計年度以上に わたる研究の場合は 直接経費及び研究支 援経費の全体計画	年度	年度	年度	年度	年度
	千円	千円	千円	千円	千円
8 事務担当者名連絡 先等 (電話、FAX、E メール)					

--	--	--	--

附 則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。